

## 畜産公害苦情の事例紹介

東部家畜保健衛生所  
梶野昌伯

はじめに

今夏、今まで例のない悪臭苦情申立があった。約2日間と言う短期間に2人の申立者から5回もの申立があり、それについて、調査・指導を実施し、成果があったので報告する。

### 苦情申立（1回目）

8月3日（金）午後、悪臭についての苦情申立がAから畜産課にあり、申立て内容は「薛の水路から家畜の臭いがする」と言った内容だったそうである。8月6日（月）午前に市役所と家保の指導チームで申立てた水路を確認したが、臭いではなく、また、汚物が流れた形跡もなかった。そこで、発生源であろうと思われる酪農4農場、養鶏場1農場の調査を実施した（図1）。

図2が申立てのあった付近の地図である。赤印が申立て者Aで、右側の青い水路に沿い、黄印の酪農4農場と申立て者Aから近くの緑印の養鶏場1農場を調査した。

図1

8月3日：悪臭について苦情申立てがAから畜産課に  
あった  
「水路から家畜の臭いがする」  
8月6日：市役所と家保で、調査・指導を実施した  
(酪農4農場、養鶏1農場)

図2

### 図3 調査結果

酪農場（4農場）  
・農場から水路への汚水等の流出跡はなかった  
・農場からの臭いはなかった  
養鶏場（1農場）  
・8月2日から除糞作業を開始した  
・飼育からの臭いがあった

### 養鶏場への指導事項

- ・作業時間帯を注意すること
- ・お盆の期間中は作業を自粛すること
- ・全作業を短時間で終わらせること

調査結果である（図3）。酪農場は4農場ともに臭いではなく、水路に接している所を中心に戻蒼したが、図2の写真のように汚物等が水路に流出した形跡はなかった。

養鶏場は苦情申立てがあった前日に飼舍内の除糞作業を開始し、同じ飼舍敷地の鶏糞堆場に運いたと言う事だった。調査の時に飼舍からの臭いがあった。

これらの調査から養鶏場が臭いの発生源と判断し、指導を実施した。指導内容は、朝夕の時間帯や土日祝の休日の作業を控えること。飼舍の除糞作業期間は約1ヶ月間という事から、お盆の期間中は作業を自粛すること。除糞作業を集中的に実施し、できるだけ短時間で終了させること。以上の3項目の指導した。

これらのことと申立て者に伝えると、申立て者は納得した。

### 苦情申立（2回目）

指導した翌日（8月7日）、同じ申立て者Aから2回目の悪臭苦情申立てが畜産課にあったそうである。そこで、8月8日悪臭対策について農場主と協議を実施した。

その結果、今後は申立て者と直接会い、除糞作業等の日程・作業時間などを直接協議することとなった。

これらのことと申立て者に伝えると、申立て者は納得した。

図4

8月7日：2回目の悪臭苦情申立てがAから畜産課に  
あった  
8月8日：養鶏場の養主と悪臭対策を協議した  
その結果……  
今後、申立て者と直接事前協議する

### 苦情申立（3回目）

指導した翌日（8月9日）、同じ申立者Aから3回目の悪臭苦情申立が当家保にあった。申立内容を詳しく聞くと、最初に言っていた場所とは違う所で臭うと言うことだった。

農場には電話にて悪臭の申立があった事を伝え、再度、作業日時など申立者と事前協議すること。風向きに注意しながら作業をすること。以上の2項目を指導した。

3回日の翌日（8月10日）、市役所と家保の指導チームで再度、現地調査を実施した。調査の時に鶏糞から臭いがあった。現地調査後、農場主と会い調査結果を伝え、再度注意をするよう指導した。

### 苦情申立（4回目）

8月17日、悪臭・水質汚濁についての苦情申立がBから市役所にあり、申立内容は「川の上流の牛農家がバキューム車で尿を放流しており、悪臭がする」と言った内容だった。同日、市役所から当所へ調査・指導の同行依頼があった。そこで、翌日の18日、市役所と家保で調査・指導を実施した（図6）。

図7が申立のあった付近の地図である。赤印が申立者Bで、その東側の申立のあった水路を上流まで確認したが、臭いはなく、また、汚物が流れた形跡もなかった。そこで、発生源であろうと思われる酪農り農場の調査を実施した（図7）。

図6

8月17日：悪臭・水質汚濁の苦情申立がBから市役所あつた  
当所へ調査・指導の同行依頼があつた  
「川の上流の牛農家が尿を放流しており悪臭がする」  
8月18日：市役所と家保で、調査・指導を実施した  
(酪農場6農場)

図7

酪農り農場の糞尿処理状況の聞き取り調査と現地確認を実施した。その結果、3農場は糞尿混合で堆肥化処理を実施していた。2農場は糞尿分離で堆肥化処理をしていた。尿は共同バキューム車で細散布をすることであった。共同バキューム車を確認すると、車には埃やクモの巣があり長期間使用した形跡はなかった。1農場は糞尿分離で堆肥化処理をしていた。尿は浄化処理し、耕種農家が引取りにくくと言っていた。6農場とともに尿などの汚水が水路へ漏出した形跡はなかった。

これらの調査結果から苦情の発生源は不明だったが農場には今後も環境美化に努めるように指導を実施した（図8）。

図5

8月 9日：3回目の悪臭苦情申立がAから家保にあつた  
・悪臭は別の場所で臭うとのこと

畜糞場への指導項目（電話）  
・作業日時について事前協議すること  
・風向きを考えて作業すること

8月10日：現地調査の結果  
鶏糞の臭いがあり

畜糞場への指導項目  
・作業日時について事前協議すること  
・風向きを考えて作業すること

図7

図8

#### 調査の結果

- ・3農場は糞尿混合で糞尿処理
- ・2農場は糞尿分離で尿は共同バキューム車で細散布
- ・1農場は糞尿分離で、尿は浄化処理
- ・尿が農場外部に流出した形跡はなし（6農場）
- ・共同バキューム車は長期間使用した形跡なし

申立内容の発生源は不明

#### 指導事項

- ・今後も環境美化に努めること（6農場）

### 苦情申立（5回目）

8月21日、申立者Aから4回目の悪臭苦情申立が当家保にあり、同日現地調査を実施した。養鶏場では、8月9日以降は除糞作業を行っていないとの事から、申立者Aの付近を再確認をした。その結果、申立を行っていた所から強い臭いがあり、養鶏場からは臭いはなかった。付近を耕作中に強い臭いの発生源の塊があった。そこは野菜農家がブロイラー生鶏糞を使いブロックコリーの定植中だった。これを悪臭の発生源と断定した。図9左写真の田に8月2日に鶏糞を投入したと言う事から、これまで一連の悪臭苦情の発生源はここであると断定した。

野菜農家へはこの田の鶏糞が発生源である悪臭苦情があると伝え、鶏糞を早急に散布・耕起すること。散布作業が遅れるならばシートで覆うこと。このような生鶏糞を使っていればブロックコリーの生育に悪影響があるので、発酵鶏糞などの堆肥を使用するように助言した。これらのことと申立者に伝えると、申立者は納得した。

図10が申立者、発生源、残りのかかった養鶏場、畜農場の位置関係図である。申立者と発生源では約100mの距離しか離れていなかったが、我々は発生源を見つけるのに苦労した。

発生源が判明した後、8月23日に再度、悪臭がすると言う事で申立者を筆頭に近隣住民と発生源の農家が直接話し合ひをし、同日に市役所支所へ農家を呼び、市役所から指導を実施したそうである。しかし、農家は田の近くには養鶏場があり、そこからの臭いもある。臭いは一時的であるなどと言い、反省をしていないとの事だった（図11）。



図9

8月21日：4回目の悪臭苦情申立てから未だ未処理にあった  
反日：現地点検  
貧農場：8月9日以降は処理作業をしていない  
周辺の何箇所を火焚すると…  
野菜農家がブロイラー生鶏糞を使いブロックコリーの定植中  
耕種農家への助言  
・臭気苦情があるので早急に散布し、耕起すること  
・散布か覆されないのであれば、シート等で覆うこと  
・このような生鶏糞では、ブロックコリーの生育に悪影響である  
・悪臭苦情があるので、今後は発酵鶏糞などを利用すること  
申立者へ調査結果と助言内容を伝えた

図10

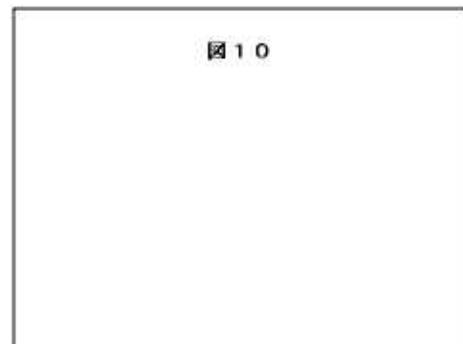


図11

8月23日：近隣住民（被害）と耕種農家との直接の話し合い  
同日：市役所から耕種農家に指導  
しかし、当人は反省をしていない

### 改善確認

改善確認を8月24日に実施した（図12）。1回目（8月3日申立）については、生鶏糞の散布・耕起が終了しておりブロックコリーが定植されていました。4回目（8月21日申立）については、鶏糞の散布が終了しており耕起巾だった。

この後、これらの田に栽培していたブロックコリーは生鶏糞をつかった影響で枯れた。しかし、この農家は再度鶏糞を散布してブロックコリーを作付けしていたが、1ヶ月時点での生育は悪かった。

図12 現地改善確認（8月24日）



この後、このブロックコリーは枯れた  
再度、生鶏糞を投入し作付けを実施

この辺における過去の苦情申立事例を確認したところ、昨年に今回と違う申立者から同時期に同じ内容での申立があった。申立を受け、今回同様の調査を実施したが、発生源が判明しなかった事例があった。

今回の事例で、発生源である畜産農家が昨年も同じ時期にブロイラー生鶏糞を使いブロッキーを作付けしたことと言う事から、昨年の事例もここが発生源と考えられた（図13）。

#### 図13 過去の事例

平成23年8月4日、用水路から牛の尿の臭いがすると苦情申立があり、付近の畠農場4農場の調査を実施したが、発生源は不明だった

昨年もこの畠にはこのようにブロイラー生鶏糞を使い、作付けをしていたとの事から、昨年の事例もここが発生源と考えられた

#### まとめ

苦情申立者が詳しい状況を説明せず「畜産の臭い」と言うことで、苦情の発生源を畜産農家を思い込み、調査・指導を行っていた。今後、苦情を受付した時には、できる限り詳しく状況を聞き取りをしなければならない。

今回の事例では、家畜保健衛生所は助言をしたが、発生源が耕種農家であった場合、家畜保健衛生所には指導権限がないために関係機関と連携し対処しなければならない。

今後、安価な堆肥を利用する耕種農家が増え今回の事例が発生すると思われる所以、苦情発生があった場合には注意しなければならない。

畜産農家に堆肥散布時の臭いについて注意するように助言しなければならない。

#### 図14 まとめ

- ・ 苦情申立者の「畜産の臭い」と言うことで我々は畜産農家と思い込み調査・指導をしたが今後、申立者からできるだけ詳しい事を聞かなければならぬ
- ・ 耕種農家が発生源であった場合、指導権限がない
- ・ 安価・無料の堆肥等を利用する耕種農家が増え、このような事例が増えると思われる所以注意すべき
- ・ 畜産農家に堆肥散布時の臭いについても助言すべき